＜論 説＞

公民科教育法の実践的取り組みのために

－自由と平等の相克の視点から－

橋 村 和 昭

はじめに　～公民科教育の考察への一視点・自由論との関係から～

この論稿では教育基本法の根幹になっている憲法において個人が国との関係においてどのように捉えられているかを確認し、自由論を縦糸にして現代社会の提起する諸問題を横糸に考察する中で公民科教育が市場経済のグローバル化の荒波の中でいかなる個人を育てることができるのか、個人は公民として政治社会において如何に位置付けられるかを検討するものである。憲法では個人は自由権を保持し、公共の福祉を侵害しない限り自由権は全ての人々に保障されている。本稿では個人の自由をひとつの視点として教育における公民形成の基盤としての公民科教育の持つ実践的な意味を検討したい。また実践的な授業の取り組み例を紹介しつつ、そこに観察される公民科教育の可能性を考察することを企図している。

日本国憲法において国民各個人については次のように定められる。第十一条において各個人に保障される基本的人権は第十三条において具体的に「生命、自由及び幸福追求にたいする国民の権利」とされ「公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定められる。

公共の福祉とは他者の自由を犠牲にして個人の自由を実現するのではなく、衝突回避のために各個人相互の自発的な自由の抑制・調整をイメージさせる。言い換えれば、自由な各個人は欲求に支配され自己の利害のみを追究する利己主義者ではなく、他者を意識できる理性的で社会的な存在でもあることが前提となる。勿論、現実にはそうした完全に理性的な個人は存在しない（とは言いきれない）が、実際には人は必ずというわけではないが、自己中心的な面があり、自己の利害を優先する面があるのも現実である。そういう意味での自我の存在も社会構成上の重要な要素である。それでも社会は個人の自由から生まれる利害の衝突の場ではなく、調整＝共生の場であることが本来の人間の在り方として認識されている。憲法において人間は個人としてはある信仰や思想など求心的な理念を志向する目的的な存在として（その意味ではバーリンの積極的自由につながる）、同時に他者の内面的価値観をも尊重する寛容さを求め（現実には憲法に保障されてそれぞれの思想・信仰を持っている人も多数いる）、自己の内面的価値観に拘泥するのではなく、自由な存在でありながら、他者意識を有する存在であることが認識されている。換言すれば、他者に対して自己の意思を強制することを控え、また他者による自己への強制を忌避するモメントを有している。ここには近代社会が共同体による拘束や何世紀にも渡る宗教、政治的覇権、経済的覇権、資源争奪、領土拡張を廻る対立と戦争の中から経験的に学び取った価値観が示されている。憲法で示される社会は原理的には家父長的な社会を所与とする伝統的思考ではなく、相互の自由を基に他者存在を意識した各個人による自生的な社会形成のイメージで描かれる。

さて近代日本は明治維新を画期として個人と国家の関係において様々の不十分な面を抱えつつ、曲がりなりにも中央集権的な近代国家として歩み始めたが、当時の多くの帝国主義国家が持っていた大陸への利害関係と、国防との関連で日本も領土的拡張を含めた角逐に直面し、周

辺他国との利害衝突という国家関係を選択することとなった。日本近代のその歩みの結果が先の戦争を招き、敗戦の結果、国際社会で国家的に戦前の価値観の根本的大転換を求められることとなった。先の大戦の原因、背景、戦前の国家構造などをめぐり論争があるが、ここでは立ち入らない。

戦後の憲法にはその成立過程において憲法改正問題として今日議論される幾つかのイシューが存在しているが、それらのイシュー対して肯定するにせよ、否定するにせよ、戦後の日本国憲法は敗戦という事実を受け入れ、日本が国際社会に復帰し、日本人が生きていく上での道標となるものであった。戦争を引き起こした日本が戦前の価値観の否定或いは修正を受け入れ、あるいは、日本の価値観が国際社会で認知された限りにおいて戦後日本は国際社会の一員として承認され、我々も戦後の日本人として再出発した。その点で戦後日本の出発点となる根本哲学の自由と平等概念は現代日本にとって否定的であれ、肯定的であれ社会形成原理として無視することはできない。現憲法の改正問題をめぐって検討されている部分は今日、幾つかあるが、個人と国家の関係について、その価値観としてはここが出発点になる。憲法においては個人の自由と公共の福祉という理念が同価値として定義され、この二つは日本国民の正義の理念であり、国家はこれを保障することに義務が置かれる。

1　公民科の意義～憲法における自由と平等の相克・その哲学的検討～

自由な経済活動は日本社会を動かす原動力でもある。自由な経済活動を通じて生産活動、あるいは生産に当てられる自由な融資活動が社会全体の富を生み出していく。この社会的富裕を創出する活動が見方によっては搾取による資本の増殖活動であるとする経済学上の批判も戦後なされたが、経済学上のこの議論はここでは立ち入らないでおく。その批判理論に基づく社会建設が革命という人類史上の社会実験としてなされ既に社会実験としては失敗であることは 1991 年のソ連崩壊という事実で証明されている。しかし、後に見るように、社会主義経済が不成功に終わったとしても対極にある自由主義経済が正しいというわけでもないだろう。それはそれからおよそ 20 年後のリーマン・ショックが示した自由主義・マネー経済の限界として綻びが出てくる。ここでは社会的な富を創出することは公共的福祉を実現する絶対条件というわけではないが、必要条件であるということだけ言及するに留めて論を始める。

この自由な経済活動の権利の享受主体が個人であれ法人であれ、この自由競争こそが憲法で保障されている経済的自由権の内容でもある。ここに経済的な平等と財産権の内容である私有財産権の対立の萌芽が存在する。平等を理念から現実的に政策化、制度化するとかつて社会主義国家が直面した現実にぶつかる。平等を優先すると経済活動の不活発化は避けられないし、自由競争を優先すると発展するものの、経済格差の拡大とその固定化が発生する。他面、平等の過度の追求は組織的規制の拡大を伴い、組織の官僚化、硬直化から様々の不平等を生み出す土壌にもなる。見方を変えると、自由競争は富の再配分を前提にすれば、努力と能力で自己の労働の或いは、経営に携わる労働の成果（他者へ不払い労働を招来すると批判された）を手にし、社会的富の増大に資することが可能になる。他面、社会的の富の増大はその過程で収入の格差や過労、労働者の権利軽視など様々の社会的な問題を引き起こす。様々の不平等を生み出す私有財産の世界がいわゆる市民社会である。私有財産は歴史において肯定的には捉えられない。ここで市民社会批判の原型に少し立ち寄ってみたい。近代市民社会の基盤となる私有財産を否定的に捉えたのがルソーとマルクスであった。

ルソーは近代自然法思想の自然状態という概念枠組を利用するが、ルソーの自然状態はホッブズやロックのように不安定性を包含する概念ではなく、それ自体で充足した状態である。しかし、ルソーは私有財産の成立を「不平等の起源」として捉え、私有財産制は不可逆

的な制度と考えられた。最終的には私有財産制は対立、争いを産み出し、いわば戦争状態に至る。ここにルソー的市民社会を設立する必要が発生する。市民社会を設立することで、人々は自然的自由に代わって市民的自由を手に入れる。ルソーの市民的自由は近代市民社会の抱える自由と平等の相克に苦闘していた。ルソーの言葉を引用しよう。「すべての人々の最大の善は、あらゆる立法の体系の究極目的であるべきだが、それが正確には何からなりたっているかをたずねるなら、われわれは、それが二つの主要な目的、すなわち自由と平等とに帰することを見出すであろう。自由―なぜなら、あらゆる個別的な従属は、それだけ国家という［政治］体から力がそがれることを意味するから。平等―なぜなら、自由はそれを欠いては持続できないから。・・・平等については、この言葉を権力と富の程度の絶対的同一と理解してはならない。・・・この平等は、実際には存在しえない頭だけでの空想だと人々はいう。・・・事物の力は、つねに平等を破壊する傾向があるという、まさにその理由によって、立法の力は、常に平等を維持するように働かねばならない。」[1)]

そこから一歩踏み出したのがマルクスである。マルクスは人権、自由を否定的に捉える。私的自由の世界である市民社会はマルクスにとっては否定的に捉えられていた。彼の初期の論文「ユダヤ人問題によせて」において次のように述べられる。「いわゆる人権、つまり公民の権利［droits du citoyen］から区別された人間の権利［doits de l'homme］は、市民社会の成員の権利、つまり利己的人間の権利、人間および共同体から切り離された人間の権利にほかならないということである。」[2)] 更に、近代的自由は人間の共同性を否定する概念として批判的に捉えられる。「しかし、自由という人権は人間と人間との結合にもとずくものではなく、むしろ人間と人間との分離にもとずいている。・・・自由という人権の実際上の適用は、私的所有という人権である。・・・したがって、私的所有という人権は、任意に、他人と関わりなしに、社会から独立に自分の資産を享受したり処分したりする権利、つまり、利己の権利である。先に述べた個人的自由と、いま述べたそれの適用とが、市民社会の基礎となっている。市民社会は、各人が他人のなかに自分の自由の実現ではなく、むしろその制限を見出すようにさせているのである。」[3)] 近代社会が作り出した自由は市民社会において実現すると考えられたのだったが、ここでは自由を制限する場と断じられる。マルクスの目には市民社会は個人の自由を実現する世界ではなく所有権の自由の故に人間を利己的存在に変え、真の人間の在り方から逸脱しているのである。類的存在としての人間の真の自由の実現は共同性の実現によって実現すると捉えられていた。

マルクスが否定的に捉える私的自由からなる市民社会の成立は利己的な個人を生んだとはいえ、国家と市民社会の分裂には政治権力の相対化という大きな意義がある。後に見るように、ここに私有財産を基盤として成り立つ私的自由の世界と分離した公民的世界の存在意義がある。「ユダヤ教は市民社会の完成とともにその頂点に達するが、しかし市民社会はキリスト教世界のなかではじめて完成する。・・・キリスト教の支配のもとでのみ、市民社会は国家生活から自分を完全に切り離し、人間のすべての類的紐帯を引き裂き、利己主義と利己的欲求をこの類的紐帯の代わりにおき、人間世界を相互に敵対しあうアトム的な個人たちの世界に解消することができたのである。」[4)] 類的紐帯はまず具体的な社会形態としては共同体として存在し、個人はそのままではこの中に埋没した存在である。共同体という類的紐帯に埋もれたままでは個人概念は生まれてこない。類的紐帯を脱するには個人が生きていくために共同体から自立す

1)『社会契約論』 岩波書店　桑原武夫・前川貞次郎訳 1954 年　P.77 ～ P.78
2)「ユダヤ人問題によせて」 岩波書店　城塚登訳 1974 年　P.42
3)「前掲書」 岩波書店　城塚登訳 1974 年　P.43 ～ P.44
4)「前掲書」 岩波書店　城塚登訳 1974 年　P.65

る必要がある。言い換えれば共同体に依存しなくとも生活の糧を得られることである。それには土地のみに依存せず、いつでも、どこででも、貨幣という形で生活の糧を得て、自由に生きる術を手にすることが可能な社会システムが存在することである。

類的紐帯から解き放たれた市民社会は私的自由を根幹とする関係性を基盤として構成される。市民社会は国家と分離し、市民社会において個人の私的自由が存在することによって個人と権力の関係は新たに位置づけられる。私的自由観念は時に否定的に捉えられる傾向があるが、市民社会が政治社会から切り離され自立した世界として形成されたことで近代的な解放が実現されただけでなく、私的自由の世界が公的権力に対峙できるようになった。私的自由の成立が個人と国家の道徳的関係を再設定する。フィクションであるが、個人の同意による国家の成立は近代国家を成立させる理論上不可欠の装置である。理論上個人は自立したとしても、個人は独立自営でない限り、いずれかの私的共同体に属して、生活の糧を得る。市民社会においてそれぞれの私的共同体（協働体）で権力は発生するが公的権力のコントロールから逃れられない。私的協働体は他の協働体との自由競争からその構成員を拘束し、構成員の労働力を最大現提供させることが至上命題である。公的規制なしには対外的な競争を生き残るために、内部的に過酷なまでに構成員の労働力を絞り出そうとする。今日の長時間違法労働を想起すればよい。違法労働を強制するのも又、経済権力の一端に位置する管理職の労働者である。決して資本家ではない。資本家を打倒しても労働者は解放されるわけではなく、新たな資本と資本家が登場するだけである。自由経済ではみんなが独立自営の存在ということはない。規模の大小はあれ、雇用者と被雇用者は存在する。そこに公権力の存在意義もある。

人間らしい生活のためには資本という私的経済権力（協働体）に対する公権力による保護は構成員にとって不可欠である。しかし、公的権力が絶対的な存在というわけでもない。公的権力は一方で市民社会の自由を保障する限りで権力足り得る。それを保障できなければ J. ロックが言うように市民社会の抵抗を招くことになる。I・バーリンの主張する消極的自由概念の登場は個人と国家の緊張関係を新たに再設定し、権力と個人の自由の関係に新たな地平を切り開いたと言える。この緊張関係に立ち、公民としての政治的・倫理的教養を習得する場が公民科である。教育現場、教室ではこのように個人と国家の関係を対立的な緊張関係にあると教えることはないであろうが、自由主義・民主主義をベースとする現代国家を考える際には必要な視点である。

公民科の存在意義は単に現代社会や政治・経済の知識の拡大だけではない。現代日本で生きている生身の若者達が様々の意味での憲法に保障されている自由と平等観念の相克の中で如何に生きるかを考えさせるところにある。個人の自由を優先させると不平等を前提にしてしまう考えになり、結果的には不平等は世代を超えて固定化し、各人に保障されるべき自由も侵しかねない。平等主義は行き過ぎると硬直した社会をつくる。公民教育に求められるのは自由と平等、双方の概念の歴史や現状を学びつつ、現在の社会の問題点に向き合い、自分達の将来社会の公正さを確保し、各人が幸福を追求できるように問題点を是正し、より良い生き方を模索する哲学である。

2　公民の養成と公民科教育

公民科教育に求められることとして公民科教育法（平成 21 年〈平成 26 年 1 月一部改訂〉高等学校指導要領解説）において次のように語られる。「広い視野に立って，現代の社会について主体的に考察させ，理解を深めさせるとともに，人間としての在り方生き方についての自覚を育て，平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。」

「『公民』とは，政治的な観点からとらえる場合の国民を指す。また，『公民としての資質』とは，現代の社会について探究しようとする意欲や態度，平和で民主的な国家・社会の有為な形

成者として，・・・個人の尊厳を重んじ各人の個性を尊重しつつ自己の人格の完成に向かおうとする実践的意欲を，基盤としたものである。」

国民としての公民的資質は参政権を手にしたからといって道徳的判断及び政治意識の面で自然に形成されるものではない。高校生は参政権を手にするまでに必要な基本的な知識を身につけ、社会の諸事象に関連するテーマを主体的に自らのものとして考える意識・態度を形成することが求められる。特に 18 歳選挙権が施行されている現在、重要性が増している。主体的に自らのものとして考える意識・態度は教室の講義型の授業だけで身につくものではない。むしろ高校生としての具体的な生活現場で実践哲学的に思考し、教育される方が効果的な面もある。家庭で生徒が自己の存在について問いかけられたり、議論する機会はそれ程多くはないだろう。生徒個々に自らに問いかけ、友人間で話し合うこともあるだろうが、多くは恥ずかしさもあり本音を吐露するのは稀である。学校、しかも授業こそが生徒に自分の存在や生き方の根本を問いかけ、真剣に考えさせる最適の場である。学校教育を通してこそ生徒に公民としての自己を思考させることができると言ってよい。

公民科教育法指導解説では「自己の生き方が現代の倫理的課題と結び付いていることをとらえさせる」とある。しかし、現実の高校生が日々の生活で倫理的に自己の生き方を自ら問いかける機会は多くはない。生徒自身に哲学的に思考する準備ができていない場合もある。更に自由は高校生にとって哲学的に自らに問いかけるテーマではない。むしろ生まれた時から当然の如く存在している思想、倫理である。憲法で保障されている自由権は戦後日本人の人生と生活を形作ってきた精神的支柱であり、青年の生き方の道徳的根幹をなしている。憲法の理念を具体化するために現実には政治経済制度・機構として整備されているが、生徒たちは高校卒業までの間に憲法を単なる知識として教えられる機会はあっても、自己の生き方を倫理的課題＝自由や政治制度に結びつけて考える機会は多くはない。この倫理的課題を生徒たちの実際の生活に結びつける授業とはいかなる授業であろうか。

3　公民科教育の入り口として・自由権を考える～余裕を失った資本主義～

自由権は、精神的自由権、経済的自由権、身体的自由権（人身の自由）などに分類されるが、これらの自由権を現在の生徒たちの身近な具体的な問題として考えさせ、日常生活が自由という憲法の中の抽象的な原理に支えられていること、抽象的原理を日本人が獲得し、政治制度として定着するのに如何に多くの労苦を伴ったかを理解・認識させることが倫理科目の任務である。特に個々人が公民として政治に関わり、自由を考える時に、様々に先哲の考えを紹介し、生徒に考えさせる機会を提供できる。

政治思想の碩学、福田歓一氏はかつて著書において自由権保障と国民の公共生活への参加の関係を次のように整理している。「このように、自由権保障の要求から民主主義の要求、政治参加の権利が個人の自由のなかに織り込まれ、政治的自由という名のもとに基本的人権の一部になったことは、実は普通考えられる以上に重要な意味を持っております。参政権を行使して、個人が公共生活に参加することが、ひとりひとりの人間人格の十全なる発達、自我の実現を果たしていくうえに、どうしても欠かせない条件である・・・この場合に、公共生活への参加が実質的な意味を持つためには、参加に必要な知識と情報を持つことが前提条件であります。さらに、参加にふさわしい活動の場がなければ無意味であります。だから思想・言論の自由・出版・自由・集会の自由・結社の自由というようなものは、単に権力からの自由、民事上の自由としての意味を持っているばかりでなしに、実は権力への自由、政治的自由の前提条件としての意味を持っていることを忘れてはならないのであります。」[5)]

5)『近代民主主義とその展望』（福田歓一　岩波新書）1977 年　P.78

40 年前も、現在も、公民としての政治的自由＝民主主義の重要性に違いはないが、福田氏がこの著書を執筆した時代と現在ではさらに市場経済との関係で民主主義の別な問題点も指摘され始めた。1970 年代はオイルショックがあったとはいえ、海外の市場はもとより国内市場にも成長する余力が残っていた時代である。更に、日本企業はアメリカを中心に自動車、電化製品の輸出を伸ばし始めていた。日本について言えば、40 年前は資本主義市場経済がまだ平等を志向する民主主義と両立していた時代であった。当時は市場経済と産業社会には民主主義を受け入れる充分な余裕があったと言える。市場拡大と共に利益が拡大し、新たな産業が成立する余裕があり、格差は問題にならなかった。しかし、その後のグローバル経済の拡大に伴う金融資本主義の極大化はその余地を減少させた。

日本では、国内的には高度経済成長（充分な内需があった）に続く第四次中東戦争による石油危機を転機とする省エネ型社会への転換を推し進めたことと対外的には鉄鋼・電気製品・車・化学製品を主とした貿易の発展が日本経済のグローバル化を推し進めた。しかし、貿易の発展はアメリカを相手に貿易摩擦を引き起こし、ドル高とアメリカの貿易赤字への対策として、1985 年に先進 5 カ国蔵相・中央銀行総裁のプラザ合意で先進各国は為替に協調介入し、急激な円高による不況、不況対策としての日銀の低金利政策（公定歩合の引き下げ）の結果、企業は低金利で融資を受け、土地購入あるいは株購入に走った。当時の土地神話（日本は土地が少ないから土地の値段は必ず上がるという説）も手伝い、土地の値段が急上昇、株価も急上昇した。不動産、株価の上昇という実体経済に基づかないバブル経済（1986 ～ 1991）発生とその後の政府の公定歩合の引き上げと土地価格の異常な高騰を防ぐための土地取引規制によりバブル経済の破綻（1991 年初めまで）、証券・金融機関の破綻（そのために失われた 20 年が続き、現在でもデフレを完全には脱却できないでいる）を招いた。

対外的にはソ連・東ヨーロッパの社会主義体制の崩壊と改革開放政策の下、中国の社会主義体制下での市場経済の導入で戦後の冷戦体制が解体し、戦後の国際関係の大転換がなされた。1992 年の欧州連合の発足はヨーロッパに一大単一市場を形成し、更に冷戦体制の崩壊はヨーロッパの国家間の枠組みの変化を加速させ、東ヨーロッパのかつての社会主義国を統合し、EU という巨大自由市場を生み出した。市場のグローバル化の完成である。この時点では、自由主義の勝利という「歴史の終わり」（フランシス・フクヤマ）を感じさせた瞬間である。

バブル崩壊・倒産・企業業績の悪化によって若者の新卒採用は大幅に減少し、若者は自分の安定的な将来像を描けなくなった。若者を中心にグローバル化が人々の人生設計に決定的に影響する段階に入った時代だった。社会も標準的な人生像を若者に示すことができなくなってきた。1990 年代以降日本人、特に若い世代は従来の終身雇用や年功給などに典型的な日本人の生き方・人生観とは異なる生き方・人生観を模索せざるをえなくなった。金融を含む高度情報化社会の進展と賃金及び雇用形態の変化（不安定性の増大）は社会の隅々に及び、市場的価値の浸透は伝統的産業構造を一変させたし、させつつある。市場のグローバリズム化、国際分業の拡大、労働力の自由な移動は生活の不安定化に拍車をかける。

先進国の景気・雇用・保険などの分野は大衆の政治判断を左右する経済問題になり、これらの問題が危機的になり、政権党が対応を誤ると、いわゆるポピュリズム台頭の背景になる。EU 離脱をめぐるイングランドや欧州に見られるように移民問題を含む経済・生活の不安定、将来の生活と社会の見通せなさは若者に生活・人生の不安を募らせ、政治に対する見方が感情的にもなりやすい。感情に支配された投票行動・政権選択は被選挙人が劇的であればあるほど支持を受ける傾向がある。民主主義の持つもう一面の危うさでもある。J・S・ミルが洞察したように民主主義は正しく機能するためには「多数者の暴虐」[6] を防止し、教育を通じて国民大衆の欲望を抑制し、精神の保持と政治的成熟が必要

とされる制度でもある。ただ大衆であることだけでそこに正義があるわけではない。「なぜならば、社会的暴挙は、必ずしも政治的圧政のような極端な刑罰によって支持されてはいないけれども、遥かに深く生活の細部にまで浸透し、霊魂そのものを奴隷化するものであって、これを逃れる方法はむしろ、より少なくなるからである。・・・優勢な意見と感情との暴虐に対してもまた、・・・保護を必要とするのである。・・・自己の慣行と調和しないあらゆる個性の発展を妨害し、できうればこのような個性の形成そのものを阻止し、あらゆる人々の性格が社会の性格を範として形成せらるべきことを強制しようとするところの、社会の傾向そのものに対して、保護を必要とするのである。」[7] 感情に流されない民主主義の成熟には高等教育における知識と倫理の内面化が必要とされ、理性的な大衆の判断力が将来の穏健な民主主義の土台となろう。この意味で青年期において公民科教育が理性的な判断の礎を築く役割は大きい。

4　経済的自由と民主主義の関係～中心概念としての自己労働・所有権・不払い労働

先述の福田氏の著書と同時代のカナダの政治学者、C・B・マクファァーソンは著書において次のように述べる。「自由民主主義、もうその生涯と時代をあえて描写してもさしつかえないほどその終焉に近づいていると考えてよいだろうか。・・・手短な解答を与えれば、『その通り』であるーただし、もし自由民主主義が、いまでも非常に一般的にそう考えられているように、資本主義的な市場社会（それが福祉国家の興隆によっていかに変貌したようにみえようとも）の民主主義を意味するならば、である。しかし、もし自由民主主義が、・・・社会の全成員にひとしくその能力を自由に実現させようと努力する一つの社会を意味するものならば、解答は『必ずしもそうではない』。不幸なことには、自由民主主義はそのどちらも意味しうる。というのは、『自由主義的』という言葉は、強者が規則にしたがうことによって弱者を打ち負かす自由をも意味しうるし、あるいは自らの能力を行使し発展させる万人の平等な自由をも意味しうるからである。後者の自由は前者の自由と矛盾している。」[8] 1976 年に出版されたこの著書の中で既に現代に見られる市場経済の光と影が的確に描き出されている。著書が出版されてから 40 年後の今日、市場経済はグローバル化し、競争の勝者と敗者の間の格差は更に当時以上に広がり、金融資本主義の暴走的な面（リーマンショック）も相俟って自由民主主義の影の部分が色濃くなっている。万人の平等な自由は社会を発展させて来たが、その過程で競争が生まれ、強者が弱者を打ち負かすのは市場では不可避的事態である。これは市場の自由競争の当然の結果であり、これを道徳的に悪として批判することはそこに含まれる個々人の自由な発展の基礎を否定することに通じる。競争によって敗者が生まれるからと万人の自由な発展を社会的に制限する根拠はどこにもない。社会が個人の自由を制限することも、あるいは競争の勝者が自由を独占することも道徳的には許されない。前者は社会全体主義であり、後者は資本主義の独占化状態である。

アダム・スミスも指摘するように確かに、自由な市場経済が多くの職業を生み出し、国民生活も豊かにする。スミスは国富論において分業による社会的富の増大について述べている。

「よく統治が行き届いた社会では、人民の最下層にまで富裕が広くゆきわたるが、それをひきおこすのは、分業の結果生じる生産物の巨大な増加にほかならない。職人はだれもみな、自分の必要とするより以上の、処分できる生産物を多量にもっており、他の職人たちもそれと同じ状態にあるのだから、かれは、自分にとっての過剰の財貨を他人の過剰の財貨とたがいに、

6)『自由論』（ジョン・スチュアート・ミル著　塩尻公明、木村健康訳　岩波文庫）1971 年　P.14
7）前掲書　P.15
8）C.B.Macpherson, The Life and Times of Liberal Democracy,（Oxford University Press）P.1　邦訳『自由民主主義は生き残れるか』C・B・マクファースン　田口富久治訳　岩波新書 1978　P.1 ～ P.2

あるいはおなじことであるが、他人の過剰な財貨の価格と、交換することができる。かれは、他の職人たちにたいして、かれらが必要とするものをじゅうぶん供給してやり、また逆に、かれらはかれの必要とするものを潤沢に供給してやり、こうして豊かさが一般に社会のさまざまな階級の全てに行き渡るのである。」[9)]

現代を見ると、スミスが指摘する分業とそれを基礎にした交換＝自由主義市場経済は自然環境破壊という問題や経済的不平等を生み出している反面、物質的豊かさ、情報を含めた科学的・技術的高さ、交通のスピード化などの利便性、いずれの面でも、どの時代と比較しても、他の社会体制と比較しても、飛躍的な進歩を遂げたことは間違いない。それぞれの企業が生活に必要とされる商品を提供（モノから情報、知識、移動など様々の商品の提供）し、それによって企業自体も発展し、職業も多様化し、それと共に雇用機会も増加してきた。しかし、他面、その過程で新興国の安い製品に対抗するために、国内工場の新興国への移転に伴うリストラや国内企業での非正規社員という不安定な身分での雇用など 1970 年代に福田氏やマクファーソン氏が見た市場経済とは違う面を見せている。雇用の格差は後々の人生の格差につながる深刻な問題を提起する。

先進国では自由な経済活動の結果、当然のことではあるが、巨額の富を得た者は累進課税制度を中心とする税制によって収益の多くを課税される。これに対してリバタリアンとして有名なノージックは“働いて得た所得に対する課税は強制労働と同じ”[10)]として自己所有権に基礎を置く自己労働の成果に対する権利を主張し、これを侵すのは奴隷制と断ずる。ノージックの論理を貫けば、現代国家に属し、課税されている人々は皆、奴隷ということになる。ここでは近代国家論には論及しないが、課税制度だけで国家論を論じられないだろう。しかし、近代国家は市場における労働の成果に課税できる正当化根拠を示さねばならない。経験的現実では国家は所与であるが、所与だから正当性があるわけではない。近代国家は理論上の仮説として主権者たる国民の同意をもって国民の生活・知・生命・財産・安全・安心を保障すべく法による支配を通じて教育・国防・行政・警察・司法などの各機構を確立し、無償の義務教育、社会インフラの整備などを提供している。これらの制度・機構を構成する人員は国家の基盤を形成し、国民に奉仕する仕事を旨とするいわゆる公務員である。これだけの組織体を維持するには課税による財政計画が必要になる。国民の同意によって成立すると仮定する文脈に近代国民国家の公共性が存在する。

自己所有権と自己労働の成果（私有財産）を享受できるには税制を含めた政治社会の安定性が前提となる。極論だが、法による保護がなければ労働の成果はたちまちに暴力的で貪欲な者達に強奪される。国家の成立根拠はここに存在し、国家の維持に財政的裏付けが必要となる。ノージックによれば、国家は契約履行、暴力・詐欺・盗みから国民保護という「最小」の権限を有していれば良いとされる。

ノージックの論理に従えば、富裕層に国民の平均的納税額以上の税を課すことによって結果的に国家は能力・知識・技術を駆使して得た自己労働の成果を国家が一般大衆の福祉のために平均納税額以上に税として徴収する不平等を生み出している。何故、権力は能力を発揮して、社会的に認知された高収入の人々から高い税金を取り立てることができるのか。この場合、国家に倫理的正義はあるのだろうか。この議論では正義は個人の自由及び自己労働に対する所有権にある。しかし平等に少しでも近づくための富裕層への多額の課税だと位置付ければ平等に重きを置いた正義がある。ここで、ノージックとロールズの対立点に立ち入る余裕はないが、現代福祉国家を論ずる上では重要な国家の道徳的基礎に関連する問題提起である。

9)『国富論』第 5 版、第 1 冊、人類の知的遺産　アダム・スミス　大河内一男編　P.177
10)『アナキー・国家・ユートピアー国家の正当性とその限界』　ロバート・ノージック著、嶋津格役、木鐸社

こうした議論に対峙するのが、自らの労働力を売る以外に手段のない労働者階級は自己の労働力を商品として資本家に売り、資本家は労働者の創り出した商品の剰余価値を手にするとした批判である。ここに労働者に対する不払い労働があると批判し、公然と市場経済（資本主義）に対立する世界観を呈示したのがマルクスであった。資本家が労働者に対する不払い労働を強いることが不正義であり、自らの労働力を商品として売らざるを得ない私的所有に基礎を置く資本主義市場経済こそ不正義の温床であると批判した。国家は資本家による不払い労働を強制するシステムを保護する装置であると捉えられた。

市場経済の自由権に基づく経済活動で得られる富は高額な税徴収という富裕層に対する不平等を産み出す反面、富の再配分を可能とし、社会的弱者を公的に援助する原資となる。視点を変えれば、市場経済による社会的富の増大は弱者を援助するシステムである。社会的富が増大しなければ公共福祉の原資も縮小せざるを得ない。社会的弱者に対する国家の救済には正義があるが、そのために富裕者に高額の課税を徴収することには正義があるのだろうか。社会的富を生み出すものは何か？国家による好不況のない計画的経済だろうか、自由な競争を背景とする富を生み出す市場経済だろうか？不払い労働のない平等な社会になるはずであった理想国家は国家官僚たちが特権的に支配するのみならず、国民に世界観を強制するイデオロギー国家でもあった。

計画経済の停滞性は既に経験的、歴史的に証明された。しかし、市場経済が万能というわけでもない。市場経済は自由競争を免れないために常に拡大することを求められる。それが情報のIT化と共にグローバル化を推し進める要因となっている。市場経済がグローバル化すると先進国の製造業は新興国の低賃金労働に負け、競争力を失い、先進国での国内産業空洞化が進み、製造業を中心に雇用が失われる。先進国では失業が増加し、低所得者層から厳しい政府批判が語られるようになるだけでなく、国内需要も激減する。資本主義的市場経済の持つ危うさがある。2017年5月のG7で「過度な格差が将来の潜在成長率を抑制する。格差は地域を分断する。」（読売新聞2017年5月14日朝刊）と共同声明で語られるほどである。国家による富裕層から徴収した税＝富の再配分がなされなければ、大衆の中の子弟の中のより高い能力のある者がより高度な知識・技術を学ぶ教育の機会も失われ、個人の潜在能力の自由な発展も保障されない。自由権は世代を問わず平等に保障されるべきである。それなしには若い世代は未来を見出せず、市場の発展もなくなるだろう。市場は不要であるとなれば話は別である。自由を土台にする市場システムはハイエクが言うようにそこに生きる万人の知恵を動員する。市場は不安定で、競争的性格の故に破壊的な面を持つとはいえ、人間が自然につくり出した自由な創造的システムでもある。

5　個人の自由と公共の福祉～平等は正義か～

憲法において個人の自由は公共の福祉を侵害しないという前提で保障される。M.サンデルは「経済的繁栄が重要なのは、それが人びとの幸福に貢献するから」という功利主義的理念を「福祉の最大化」として功利主義思想・リバタリアンの影響力の大きさを指摘する。他方「正義とは自由および個人の権利の尊重を意味する」[11]としてリバタリアンと同様アメリカ社会での平等主義思想の浸透力の広さを指摘する。サンデルの理解に従えば、富裕層への累進的課税制度は税金を国家の手によって大衆に再配分することで恵まれない人々を含む幸福の最大化につながる。しかし、サンデルは功利主義的考えに二つの欠点があるとしてこれを退ける。「一つ目は、正義と権利を原理ではなく計算の問題としていることだ。二つ目は、人間のあらゆる善をたった一つの統一した価値基準に当てはめ、平らにならして、個々の質的な違いを考慮

11)『これからの「正義」の話をしよう』マイケル・サンデル　鬼澤　忍訳　早川書房　2011年　P.38～P.39

しないことだ。自由に基づく理論は一つ目の問題を解決するが、二つ目の問題は解決しない。そうした理論は権利を真剣に受け止め、正義は単なる計算以上のものだと強く主張する。・・・正義にかなう社会は、ただ効用を最大化したり選択の自由を保証したりするだけでは達成できない。正義にかなう社会を達成するためには、善き生の意味をわれわれがともに考え、避けられない不一致を受け入れられる公共の文化をつくりださなくてはいけない。」[12] 公共の福祉は最大多数の幸福と同義ではない。サンデルは社会的慣行の公共の事柄に関わる価値判断を、効用や合意ではなく、市場の生産的活動調整場としての有用性は認めながら、「市場の道徳的限界について公に論じることが必要だ」[13] と主張する。「不一致を受け入れられる公共の文化」とどんな文化だろうか。公共とは多元的な価値からなるがゆえに不一致が当然前提になる。共同体的な唯一の価値ではなく、不一致・差異は当然のものとして認め合い共生する生き方である。多元的価値の承認を前提とした市民社会の存在とそれぞれの異なる価値観の存在を法的・制度的に保証する政治社会の中でのみそうした生き方が可能となる。だからこそ、市民社会と政治社会（公民の世界）は切り離されることに意味がある。

しかし、完全な平等主義を追求すると、諸々の自由を制限することに通じることがあることも認識しなければならない。自由を経済的自由に矮小化すると、自由の持つ人間存在にとって根源的で本質的な意味を見失う恐れがある。他者への不利益を顧みない欲望を最大化する自由は避けなければならないが、自由を前提にする以上人が集い、生産・交換を柱とする関係が生まれ、人間の個性の違い、生得的な能力・技術の差異、選好分野による得意・不得意から、社会の規準にしたがって人間に対するある程度の評価の差は生じる。競争は一般的には否定的に捉えられがちだが、競争のない社会は完全な独占状態か、血縁や縁故のつながりによって決定される閉鎖社会である。競争は自由を必要とし、そこから発展も生まれる。しかし、競争は必ず敗者を生み出すとして、平等主義者は競争を否定するが、敗北は人生の全てを決定するわけではない。人は自己に適合する次の選択をすることが可能である。そこでの成功は最初の敗北から生まれるものかもしれない、あるいは最初の敗北の故に次の成功は最初に成功した場合よりも大きな成果を産み出す可能性もある。大事なのはすべての人にとって社会での競争は 1 回だけではなく、異なる分野で、あるいは同じ分野で何回か競争する機会を与えられることであり、社会的・財政的にその機会が保障されていることだ。その自由な選択の中で人は自己の人生の選択をし、人生を生きていく。自由な社会において選択できる自由はその人の能力も最大化する可能性を生み出す。平等主義のために当該役職・役割に不向きな人物が自己選択できず、平等に強制的に機械的に仕事の責任を委ねられることは当該組織にとっては損失を生み出す。他方、自由を欲望の充足に自己目的化すると、他者の選択の自由を制限し、自己の独占状態を追究するようになる。健全な市場経済は人々の自由な競争から様々の情報・知識・技術を共有できることで公共社会全体の利益に通じる。独占化とは相容れない。ここに市民社会が本来有する自由と自己の利益極大化のみを目的とする資本主義的自由の大きな違いがある。この自由な状態を保障するのは市民社会と分離した政治社会（公共社会）である。

市場経済は多様な人間の欲求に応え、貨幣を通じて様々のモノが交換可能となるシステムである。貨幣という富に交換し蓄積できるために人は商品をつくりだす。貨幣の発見は交換関係をより拡大し、自然の差異を貨幣というひとつの尺度に置き換えることを可能にする機能を持っているために自然の差異によって成立し、固定化した関係から独立した関係性の世界を形

12）前掲書　P.406 ～ P.407
13）前掲書　P.413 ～ P.414

成する。この交換システムは自由と機会の平等を理念とするシステムである。しかし、そのためにチャンスを得た者は誰でも「道徳的限界」を突破して欲望を肥大化させ、機会の公平性さえも奪い取れるという問題性もある。市場はそのシステムに伴う自由さの故に欲望を極大化する負の側面を持っている。現段階では人間は自律的理性によって欲望をコントロールできるほどにカント的理性を有する完璧な人間性にまで到達していない。残念ながら、欲望の肥大化を抑制するために国家による法的規制を必要としている。情報化に伴う金融自由化、金融のグローバル化は市場経済の負の側面を極大化したと言える。人間の生きるための多様な活動は社会的な倫理を形成しつつ精神的・文化的な自由を前提に多様な仕事を創造し、経済生活を可能にしてきた反面、労働を伴わないマネー経済による富の拡大というモラルの崩壊を招いた。

6　市民社会と自由～公民科教育への入り口として～

ミルとほぼ同時代のマルクスは初期の論稿「ユダヤ人問題によせて」において本来、類的存在であるはずの人間の「人権、つまり公民の権利から区別された人間の権利は、市民社会の成員の権利、つまり利己的人間の権利、人間および共同体から切り離された人間の権利にほかならない」[14]として政治的解放は自由を実現したように見えるが、実は自由は「分離の権利」、「実際上の適用は、私的所有という人権」[15]と断じ、人権は自由を経済的自由だけに限定されているとして、政治的解放は真の解放ではないと訴えた。マルクスは真の解放は市民社会からのつまり私的所有からの解放だと認識した。当時は、この市民社会批判は今日の市場社会の道徳的限界を抉り出しているかに思える。なるほど、市民社会の成員が自由なのはルソーがイギリスの自由を批判しているように選挙の時だけに思える。「主権は譲りわたされえない、これと同じ理由によって、主権は代表されえない。主権は本質上、一般意志の中に存する。・・・人民の代議士は、だから一般意志の代表者ではないし、代表者たりえない。・・・イギリス人民は自由だと思っているが、それは大まちがいだ。彼らが自由なのは、議員を選挙する間だけのことで、議員が選ばれるやいなや、イギリス人民はドレイとなり、無に帰してしまう。」[16]

理論的には私的所有からの解放は真の自由への扉を開けるはずだったが、そこには階級独裁という名目で反対者への虐待・虐殺を伴う政治的独裁制が待っていたことはその時点ではマルクスは知る由もない。更に、市民社会の成員が恒常的に政治を司ることも不可能である。政治の世界が市民社会と直結するならば、官僚による経済の管理が生み出した社会主義の失敗という現実に直面する。

「あらゆる解放は、人間の世界を、諸関係を、人間そのものへ復帰させることである。政治的解放は人間を、一方では市民社会の成員、利己的な独立した個人へ、他方では公民、精神的人格へと還元することである。」[17]マルクスは、後年、私人のつながる世界＝市民社会について当時の経済学文献を研究し、経済学的な理解を深め、市民社会（＝商品生産社会）を資本主義社会として分析する。マルクスは資本主義の分析から資本の軛につながれた（自分を労働力商品として資本家に売らざるを得ないし、労働そのものの過程で資本家のために不払い労働を自動的に強制される構造＝搾取）労働者階級が資本主義国家を打倒し、労働者階級による階級独裁の下で、資本主義の残滓が消えた後、階級独裁の道具である国家が死滅し、真の解放（＝共産主義）が完成するという歴史理論を構想した。マルクスにとっても不払い労働は自己労働の成果を奪うシステムであり、自己労働概念の否定と捉えられる。不払い労働の社会システムを否

14)『ユダヤ人問題によせて』 岩波書店　城塚登訳　1974 年　P.42
15) 前掲書　P.44
16)『社会契約論』 岩波書店　桑原武夫・前川貞次郎訳　1954 年　P.153
17)『ユダヤ人問題によせて』 P.53

定し、労働者階級を解放するはずの国家ではハイエクが主張するように労働者＝被雇用者の自由は唯一の雇用者である国家に依存し、国家は個人を強制する無制限の力を有することになる。自由市場では少なくとも多数の雇用者のいずれかに雇用され（労働力商品として）ざるを得ないとしても、嫌な雇用者に対して被雇用を拒否することができる。[18)] 唯一の雇用者を想定しない点で労働者の選択範囲は広い。マルクスからは否定的に見えた近代における市民社会と公民的世界（＝政治社会）の分裂は実はその分裂によって政治世界から独立した市民社会が自律することで政治の一元的な支配を防き、日々勤労に勤めることで生活の糧を手にする一般市民が政治社会を形成・変更する力の培養其でもある。近代に於いて人間が公民と私人に分裂したことは決して否定的なことではない。しかし、同時に公民世界が同意というフィクションによって形成されているとしても、同意というフィクションが個人の自由の一人歩きする私的な世界を監視、規制できる。自律的市民社会を暴走させないためには公民的世界が不可欠である。公民的見地に立って市民社会的な私人の欲求を抑制し、公共社会の利益を優先するモラルの形成は私人と公民に分裂した社会では不可欠である。

ノージックにおけるように国家が高額の税という名目で労働の成果を奪うか、マルクスにおけるように資本家が剰余価値として奪うかという差異があるにせよ自己労働の成果を奪われるという指摘は共通する。自己労働の成果を剥奪する点では国家にも資本家にも正義はない。マルクスはそもそもの私有財産の原因となっている分業から成る市民社会を否定する。市民社会こそが人間が自らを労働力商品として売らざるをえない不正義の原因であると告発する。

自己の身体に対する自由、自己労働による成果の所有という概念は他者からの身体の安全及び財産の保護と同義だから他者存在を想定し、必然的に相互の自由と労働成果の保有承認を必要とする。法の成立以前に相互の承認と信頼なしには交換＝市場経済は成立しない。市場は自由であるがゆえに不安定さを伴うが、不安定さを安定した関係にして、それを持続できるかどうかは他者意識を持って関係を取り結べるかどうかである。商売は相互の信用と信頼なしには成立しない。生産であれ、流通であれ自己労働の成果がその人の財産として他者に認められて商売は成立する。他者が認めるには自分の財産も認められるという安心が必要である。相互の安心を最終的に担保するのが法的支配の安全である。先に引用したアダム・スミスの言に「よく統治が行き届いた社会では、人民の最下層にまで富裕が広くゆきわたる・・・」とあるように、政治社会＝国家の安定が自己労働の成果の保障である。

7　公民科教育の要諦～理念としての自由と平等、不平等な現実が生む自由の制約～

ヨーロッパ各先進諸国における昨今の移民排斥、格差に対する政治批判は市場経済それ自体の機能不全を示している。社会は豊かでも貧困層を生み出していく構造を是正できないことが今日の問題だが、怒れる大衆は自分たちの貧困の原因をグローバリズムと移民にあるとして移民排斥､反資本主義を訴える。大雑把に言うと、自由は理念的には平等な存在であるはずの個々の人間に不平等を生み出したと言えよう。しかし、平等原理は結果の平等を保障するものではない。自由市場経済では人間存在としての平等性は理念的に掲げられても、実際上、各自の人生の出発点に於いて出自の様々の違いから必ずしも平等が現実的に保障されているとはいえない。極論すると人間存在のあり方とその環境に差異があり、それが個性や能力の差を形成する要素にもなる。

精神的な自由を含めて能力ある人が私人として自由に活動し、その成果を享受することは当

18) F.A.Hayek, The Constitution of Liberty , (Chicago: Henry Regnery,1960)　邦訳『自由の条件［Ⅰ］ 自由の価値』 気賀健三・古賀勝次郎訳　春秋社　1986 年　P.121

然である。その結果として、極端な格差は人為的な再配分の必要性があるだろうが、自然に生じる個性や能力の差異、更に、幾分かの経済的な差異は当然存在する。ノージックが批判するようにここに無理に平等を人為的につくり出そうとすると能力ある人の成果を人為的に奪うことと同義である。人間の得手・不得手、専門知識・能力の多寡を無視して様々の人間活動を社会的に均すことには無理がある。逆に言えば、それぞれの個性、能力など様々の違いが芸能、スポーツ、科学技術、医療、工学、教育、食、農業・漁業・林業などの様々の分野で人々に楽しみや豊かさや文化を提供している。この意味での自由を認めなければ個人の発展も社会全体の発展も望めないだろう。

実際上存在する不平等を如何に原理的な平等に近づけるかが問題になる。アメリカのリベラル政治哲学を代表するジョン・ロールズが体系化したのがその著書『正義論』における「無知のヴェール論」である。偶然、生まれや環境に恵まれ能力に優れ、それを伸ばす機会に恵まれていたために、高所得を手にいれた者は個人の労働の結果として受け取る権利を持っているが、同時にロールズが主張するように持てる能力を発揮する機会を与えられない貧困層の人々に本人が望めば能力を開発し、社会的な評価を得る機会と財政的支援が与えられるのは公共の義務と考えられる。原理的平等の理念が現実に近づくための努力と方策が示されている。リバタリアンにとって自由が絶対的原理であると同様にリベラリズムにとって、平等が絶対的原理である。可能な限り万人の自由を守り、平等を守る制度に近づく努力、万人の自由が最大限平等化するべく努力することが政治社会の義務である。しかし、その努力は平等主義原理に傾斜すると個人の様々の自由な発展を阻害し、硬直化した社会形成原理にもなりうる。ここには公民科目の中で高校生たちに研究、議論させる重要な論点がある。

8　高校生の生き方と公民科教育～高校生の意識形成との関わりから～

公民科目とは実に教養的知識を必要とする部分と諸個人の生活の実践哲学として習得するべき部分（この部分は人間形成に関わる）との複合的な科目として考えることができる。教室の授業という講義中心の知識習得型授業では知識は広がるが知識がそのまま「公民としての資質」形成につながるものではない。

公民科指導解説では、社会について学ぶことはすなわち「現代社会に対する関心を高め，いかに生きるかを主体的に考察することの大切さを自覚させる」ことであると述べられる。「主体的に考察する」とは社会の中で生起する問題が自分の人生に何らかのかかわりをもつという理解と認識、意識形成をすることから始まる。社会で生起する問題に関心を示すに当たり「人間は他の人々とのかかわりなしには生きることができないこと」を生きる者の心的態度として前提にすることが求められる。

今日の高校生が生きる社会は生徒達にどのような現実として映っているだろうか。成長期にあった日本社会では努力は人生の幸福につながると考えられていたが、現代の高校生の間に努力しても必ずしも報われないという意識が生まれてきたのは最近のことである。ベネッセ教育開発センターの調査（高校データブック 2013）によると高校２年で「努力すれば報われる」という生徒は 45.4%、「いい大学を卒業すると将来、幸せになれる」という生徒は 38.1%、「日本は競争が激しい社会だ」という生徒は 75.8%、「お金がたくさんあると幸せになれる」という生徒は 62.7%という数字が出ている。調査を分析した岡部氏は「高校生の社会観が将来の見通しを見えにくくしているのかもしれない」と指摘する。

かつて、若者は努力をすれば報われるという人生観を抱き、学業や勤労に勤しむことが幸福を可能にする社会だった。成長が幸福を達成させると信じられていた。しかし、学業や勤労に努力しても必ずしも報われない現実（資本主義市場の余地が減少し、利率が下降）に直面し、

努力することに人生の意味を見出せなくなったのが現代である。1990年代のグローバル化が招いた社会構造の変化は若者の社会観、人生観を変えたと言っても良い。

先進7カ国全体では全世代の失業率が11.7%なのに対して24歳以下の世代の失業率は37.8%と異常な高さを見せ、「世代間格差」の様相を明確に示している。現在の日本では若者の失業率の深刻さはそれ程に焦眉の課題にはなっていないが、出生率の低下に伴い少子高齢化のために若年層の年金の負担増、雇用問題で正規雇用でないために人生設計ができないというワーキング・プアなどの社会問題は残っている。

読売新聞によると2017年の先進7カ国(G7)財務相・中央銀行総裁会議では「高止まりする若年層の失業率は、政治への不満に直結する。英国では、昨年六月の国民投票でEU離脱が決まり、キャメロン首相(当時)が退陣に追い込まれた。今月(五月)のフランス大統領選では、極右政党のマリー・ル・ペン氏が、敗れたものの得票率は三割強に達した。・・・日本は財政政策を活用し、所得の低い人たちの生活や教育水準の底上げを図る必要があるとの立場だ。」(2017年5月14日付け朝刊)と紙上で語られている。フランスではその後に実施された総選挙で自由貿易を訴えるマクロン大統領派が勝利し、自由主義の伝統は守られたが、世代間格差の問題はヨーロッパだけの問題ではなく、間違いなく現代日本の若者の人生を直撃する問題でもある。世代間の分裂は、求心力のある指導者が登場すると従来の政治的な枠組みを簡単に突破し、与党は簡単に政権の座から転落する可能性があることを示している。

9 公民科教育における他者意識の形成～情報化社会における意識変化～

中学・高校における他者とのかかわり方もかつてと大きく異なってきている。情報機器が一般化し高校生にも簡単に手にはいるようになり、ほぼ全ての高校生が携帯電話・スマホを所持している状況である。携帯・スマホによる友人どうしの連絡が容易になると同時に友人関係の誤解や誤った情報が瞬時に伝わり、特に人間関係を複雑化させ、通信上での友人関係のこじれからいじめへの発展、出会い系サイトと言われるネット上でのやり取りから刑事事件にまで発展するなどこれまでは見られなかった生活上の問題が噴出してきた。

若者における他者意識の形成は幼い時分には主に家庭で育まれ、自然発生的に形成される。小学校高学年、あるいは中学時点で、自我の芽生えと個性化で集団内部での様々の意識の相違や対立が生まれる。集団内で排斥された生徒は唯一の生活圏を失い、集団内での人格否定により自殺に追い込まれるケースが見られる。自殺に追い込んだ当人達は被害者生徒を追い込んだ意識はない。調査[19]によればいじめをした女子中学生の6割、中学男子の3割強、高校女子の3割弱は「他人を自殺に追い込むと捕まる」ということを知らない違法性認識の欠如が指摘される。概して、高校では規則・法に抵触すると処罰されるという法意識が不十分ながら形成されているのに対し、小・中段階では違法性や規範意識に乏しく、自己抑制が効かない面がある。高校では幾分、その数字は低いものの、法を遵守する意識、他者人格の尊重、規範性の醸成の必要性があるのは言うまでもない。

スマートフォンの普及は情報収集の点で、情報拡散の点で情報交換の点で大きな利点を持っている一方、動画の無断掲載や非行性のある動画のアップなど人間関係のトラブルや事件性のある事案も後を絶たない。これらの問題は公民科教育というよりむしろ生活指導上の問題だろうが、情報化社会のツールは高校生達の対人意識変化を加速させていると言える。

公民科教育でも高校時における他者との関わり方でこの社会的・歴史的変化も視野に入れて他者とのかかわり方における自己の倫理的判断力の重要性を理解させ、正しい判断に基づく他者との関わりを実践させることが重要な教育の

19) デジタルアーツ 「未成年者と保護者のスマートフォンやネットの利活用における意識調査」2015年

テーマであろう。特にネットでの悪口、非難などの他者攻撃、特定の人物だけを排除するいじめなどが学校内で本人に対する直接的な無視や村八分的な態度、持ち物を隠すなどの行為から直接的な暴力行為、ひいては自殺へエスカレートする一連の過程は人権問題、他者の人格の尊重など高校生としての「他者とともに生きる自己の生き方について考えさせる」べき重要な「現代の倫理的な課題と結びついている」切実な問題である。この意識形成は大人としての意識形成にもつながる。賠償金問題に象徴される横浜市の原発事故でのいじめはその典型であろう。ここには人生や生活において他者の痛み・苦悩に思いを馳せ、想像する大人社会の公共精神の欠落の反映が見られる。倫理はこうした生徒の現実的な日常の風景にアプローチして生徒たちの倫理観を高め、規範意識を形成する科目でもある。倫理を教える中で自由や他者との関係を考えさせることはネット時代の必須の項目である。いじめ対策は学校の生活指導だけに委ねられるのではなく、公民科目を通じても教育されなければならない。他者への共感の意識は公民の資質のひとつであろう。

更に言えば、教育現場では目立つほどの問題にはなっていないが、ネットを通じたいわゆるヘイトスピーチによっていたずらに歴史問題や経済問題をめぐって民族感情を煽り民族間の感情的対立を拡大したり、人種差別意識を助長する可能性も大きい。そこには自己の一方的な感情の発信が中心となるネット特有の構造があるため冷静で対話的な形でのコミュニケーションを積み重ねる困難性も伴うために、発信が偏見や誤解に基づくものになる傾向がある。事象の理解や認識のために情報社会の有用性は間違いなくあるものの、そこにある危険性を最小化するには、教育を通じての正しい理解と冷静な見方に立脚した思考と熟議を継続的に積み重ねる中で相互理解との認識を共有出来るようにすることを可能にするトレーニングが必要である。この課題も教育的な実践でのみ可能である。

10　授業における自由論の実践的試み～総合的学習の時間と倫理のアクティブ・ラーニング的試み～

スマホ・携帯に限らず、ピアスをはじめとして高校生は特に女子の場合には装飾品の着用あるいは化粧などに関心が高まる世代でもある。高校生はスマホ・携帯、装飾品・化粧などの彼ら・彼女らの日常生活の具体的な問題を通じて自由を求め、規則の違反、無視をする。見方を変えれば、彼らの日常生活の様々の欲求の中に自由を考えさせる具体的な問題が横たわっているということでもある。ここで紹介する都内のある私立高校の取り組みは生徒たちの日常の欲求に具体的なところから入りながら、自由論へと理解を進めていく授業の展開である。現在は公民科目の中の授業としてではなく、総合科目として設けられている。年間カリキュラムを組んで計画的に運営すれば、かなり具体的かつ実践的な倫理科目のアクティブ・ラーニングとして展開できるのではないだろうか。倫理では特に生徒の内面的価値の形成が求められる。

公民科の授業実践としての有効性があると思えるので、T 学園での授業の位置付け、意義、実際の授業の使用テキスト､展開を紹介しよう。T 各園では価値観の形成、社会適応能力の養成を教育目標のひとつに掲げている。そのための具体的な教育政策として 1 年生で「自由」「家族」「職業」2 年生で更に「自由」「戦争と平和」をテーマとして掲げて後に紹介するような授業展開をしている。

まず 1 年生向けに作成された『自由』をテーマとしたテキスト「自由論ノート」と授業の輪郭を紹介しよう。ここで目を引くのが高校生の生活、友人関係になくてはならない携帯・スマホの利用を自由に関連付けて考えさせている点である。更に、特に女子に多い装飾品・化粧という行為を自己の身体の自由から考えさせる点である。テキストは更に発展させて、自由を学ぶこと、働くことと関連させて考えさせる。テキストの構成及び内容は T 学園の複数の担当教諭が高校生にとって妥当と思われる新書や新聞記事の一部を任意に抜粋・引用し、各項目で

資料①

＜目次＞

第１回　高校生活の中の自由の問題　・・・・・・・・・・P.2
第２回　働くことと自由・・・・・・・・・・・・・・・・・P.5
第３回　自由は人を幸せにするか？・・・・・・・・・・・P.7
第４回　「人間らしく自由に生きる」は正しいか？・・・P.9
第５回　ディベート・・・・・・・・・・・・・・・・・P.11
第６回　エッセイ作成・・・・・・・・・・・・・・・・P.12

質問3　学校で学ぶことはあなたの自由を失うことになりますか、それとも増やすことになりますか。あなたはどちらだと思うかを答え、その理由を述べてください。

自由を（失う・増やす）

理由

質問4　仕事をしなくても生きていけるだけのお金があるとすれば、あなたは仕事を続けますか、やめますか？理由を含めて答えてください。

仕事を（続ける・やめる）

理由

ディスカッション

あなたは高校３年生です。学力も高く、国立大学合格も確実視されています。しかし芝居も好きで劇団に所属しており監督からはプロの俳優を目指してはどうかと勧められています。あなたは大学を卒業して企業に就職するという道かそれとも自分の好きな役者という道のどちらを選びますか？

（企業・俳優）を選びます

理由

意見のまとめ

「働くこと(学ぶこと)と自由の関係」について、あなたの考えを自由に書いて下さい。

質問2　学校以外で一人で自由に学んで、学歴が得られるならば、そういう場で学びますか。それともルールの不自由さを我慢して集団で学校で学びますか。いずれかを選び、その理由を答えてください。

（一人で・学校で）学びます

理由

質問を投げかけ、生徒に考えさせることから始まる。T学園ではこうしたテキストを1年と2年で前半と後半に合わせて4冊利用しながら、授業を展開している。現在、総合の時間のカリキュラムに組み込まれているので、各クラスの担任と副担任が授業に当たっているが、公民科で担当者一人で運営することは当然可能である。

「自由」にせよ「職業」にせよ、「幸福」にせよ突然テーマを出されて考えるというのはテーマ

高校生のスマホ・携帯の利用

携帯・スマホが社会に普及してきて、携帯・スマホは私たちの生活にとって不可欠のツールになってきています。しかし、学校によっては持ち込み自体が禁止されている学校や校内での使用が禁止されている学校もあります。高校生の携帯・スマホの利用についてA、Bいずれかの立場から意見を述べてください。

主張A

スマホ・携帯は個人の私有物で、生活必需品であり、利用については生徒の自主性に委ねるべきである。

主張B

利用についてある程度の規制をしないと生徒は自分を律することができず、授業中に使用したり、校内の風紀が乱れ、生徒自身にもよくない影響を与えるから、自由な利用を制限するのは当然である。

質問3　主張A・Bを読んでどちらの主張を支持するか自分の意見も出して話し合ってみよう。あなたの意見を書いてください。

（A・B）を支持します

理由

自己の身体自由処分権:「道徳を疑え」　小川　仁志　（NHK出版新書）より

哲学者の熊野純彦氏は「自分の身体を自由にできるのか」(『モラルアポリア』所収）という論考のなかで、面白い思考実験をしています。ナミエという高校生が、タトゥーをいれたり、ピアスを開けたりすることをめぐって、親と議論するという設定です。ナミエは親から「少しは自分を大切にしなさい」といわれたことに反論します。「自分のからだだよ」と。

ここでは、「人は自分の身体を自由に処分する権利を持つ」という娘の主張と、「自分の身体の処理にも、無制限な自由が許されているわけではない」という親の主張が対立しているわけです。

ディスカッション　あなたはナミエの考えに賛成ですか、それとも母親の考えに賛成ですか。話し合ってみて下さい。

（ナミエ・母親）に賛成します

理由

3

意見のまとめ

「自分の体を自由にできる」という考えに立てば、自分の体を傷つけること（自傷・自殺など）や自分の体を売ること（臓器販売・売春など）も可能になります。

この自由と幸福の関係についてあなたの考えを述べてください。

自体が抽象的なこともあり高校生にとって考えづらい。そのためにテキストは簡単な質問から始められる。資料に見られるように、高校生の考えやすい身近な問題を設定して、議論することは討議という民主主義に不可欠の技術を習得することにもつながる。生徒たちはディスカッションそしてディベートと討議の技術を磨いていく。

自由をまず、自己の自由について、次に、学ぶこと・働くことと社会的広がりを持ちつつ生

徒に思考させる。ここで生徒に人生、職業を視野に入れて自由を考えさせる。自己の身体的自由が人生・職業を通じて社会的な広がりを持ってくる。

政治や経済の単なる知識ないし受験の一科目としてではなく、自分達も必ず直面する実生活の問題を政治・経済、倫理の大きな現代的テーマにつなげて具体的なレベルから原理的なレベルへと下降することもできる柔軟性と思考力を問える授業形式になっている。授業運営も教員の講義をメインとした伝統的な講義スタイルではなく、教員側での具体的な質問から生徒それぞれの意見交換→ディスカッション→ディベート→エッセイと考えることと様々の考えを学ぶこと、その上で自己の考えを展開すること、最後に思考のまとめに到る形式で、従来型の講義を聞き、知識を暗記して身に付けるという講義・暗記を主としたスタイルから転換している。相手の意見に耳を傾け、自己の考えを分かりやすく相手に伝えようとする営みはそれ自体で民主主義の訓練でもあり、相互の理性的なコミュニケーション行為は主張と寛容を伴いながら育まれるより高次の民主主義の土台である。この教育は公民科のアクティブ・ラーニングといってよい。

現在はクラスを 4 班に分けて、資料で紹介したテキストに基づきながら、運営されているが、年度の前半と後半の最後の授業では各班で自分たちが考え、議論してきたことに関して研究発表をプロジェクター等の IT 機器も活用してプレゼンテーションをする。生徒たちは全員が同じテーマを取り組んできているのでほぼ同じ知識、情報を基にそれぞれの班の個性を活かしたプレゼンをする。プレゼンの後に発表班に対して質疑がなされる。自分たちで考え、発信する授業である。

11　他者意識と公民科教育

公民科教育法解説は次のように述べる。「とりわけ今日，自己の生き方を他者や社会とのかかわりにおいて考えることが必要になっており，・・・他者と共に生きる自己の生き方を考察させることが大切である」。

「他者と共に生きる自己の生き方」とは何だろうか。人間は皆、他者に対して自分を認めて貰いたいという「他者からの承認」欲求を持っている。人は他者との関わりなしには社会において自己の存在を成立させることができないということを理解し、認めることから出発することが「他者と共に生きる」ことであろう。社会は自律的に生きることを求められる個人を基礎単位として、個人相互がお互いの平等性に立脚して生きていくために、まずは労働の場面でつながりあう、経済的な結合と依存が複合的に組み合わさった構造体である。そこは必ずしも権利が保証され、不平等のない理想的な世界ではない。だから現実世界で様々の問題が発生する。しかし、自立的に生きられる個人から構成される状態ではホッブズの自然状態の如く人間が平等な孤立的な存在ではない。むしろヘーゲルの「相互承認」に近い状態である。西氏によれば、ヘーゲルのこの部分は次のように説明される。「人間どうしは、『俺の方が偉いのだ』ということを他人にみとめさせようとして、闘争したり不平等な社会関係（主人と奴隷）をつくりだしたりする。また、他人からの承認を無視して、自分を優越させる理屈を勝手につくって自己満足しようとしたりもする。しかし最終的には、互いが自由で独立した人格であることを認め合う、という対等な相互の承認にむかっていくことになる。この対等な承認に於いてこそ、人間は自由を実感できるだろう。（この承認は、社会制度の面でいうと、対等な権利をもつ市民というかたちで表現されることになる）。」[20)]

私たち人間存在の平等性は、前提として、独立した自由な人格の相互承認を基に成り立つ理念である。現実の社会では、理念上の平等な個人が精神的・経済的・肉体的自由権を行使することで結果的に不平等を産むが、だからこそ自

20)『ヘーゲル・大人のなりかた』　　西研　NHK ブックス　1995 年　P.97

由の結果として生まれた不平等が大きい場合には社会権を保証する制度が必要だ。

12　社会形成への参画の入り口としての公民科〜人はいかに生きるべきか・安楽死／介護問題から〜

公民科教育法（平成21年〈平成26年1月一部改訂〉高等学校指導要領解説）においてはその教育目的が次のように定められている。「公民科についてはよりよい社会の形成に自ら参画していく資質や能力を育成するため，各科目の専門的な知識，概念や理論及び倫理的な諸価値や先哲の考え方などについて理解させるとともに，それを手掛かりに各科目の特質に応じて取り上げた諸課題を考察させ，社会的事象に対する客観的で公正な見方や考え方と人間としての在り方生き方についての自覚を一層深めることを重視して改善を図る。」

かつては高度成長・人口増の時代でもあり少子高齢化・年金問題、高齢化に伴う社会保障費の増大とその財源問題など今日ほど深刻には考えられなかった。人口全体に占める介護を必要とするほどの長生きする割合が少なかったことはもちろんだが、介護を苦に自殺あるいは殺人にまで至るなど社会問題化するところまではなかった。かつては長生きし、孫やひ孫に囲まれて、家業の農作業を老体に負担にならない程度に手伝い、家族との団欒の中で暮らせる長寿が幸福のひとつであったはずだが、すべてがそうであるというわけではないが、今日必ずしもそうとも言えなくなっている。もちろん、こうした事態に至ったのは戦後、共同体が解体され、民主主義が浸透したからだと戦後民主主義・高度経済成長を批判しようとしているのではない。むしろ、戦後の産業の発展や産業構造の変化は国民生活に否定的な面より肯定的な面を持っている。ここではその詳細に立ち入ることはできないが、その時々に否定的な面が強調されたとしても、経済的・文化的な領域で、生活全般の領域で全体として豊かになったのは間違いない。ただ、何を豊かさの基準にするかで見方は変わってくるだろうが、ここでは少なくとも、我々の生活空間と身の回りの生活環境に限定しておこう。ただ、産業構造の変化が戦後の日本の家族の在り方に大変化をもたらしたのは間違いない。一次産業の衰退とそれに伴う人口の都市への集中、特に都市部における核家族化の拡大、青年人口の都市への移動増加、地方農村部の限界集落の登場、一人暮らしの高齢者の増加に伴う孤独死などは生活の豊かさの反面で不可避的に生み出され構造的な問題である。日本人が人生の幸福を追求する際に絶対に克服しなければならない問題でもある。人が老い、一人で暮らし、死んでいく可能性を誰も否定できないならば、これはみんなに平等に降りかかってくる人生の避けられぬ問題である。この問題には社会的アプローチと個人の幸福観により見方が変わるところもあるが、いかなる見方を取るにせよ青年期における価値観の醸成には避けてはいけない問題である。公民科教育に人生如何に生きるかという問題意識の提起がカリキュラムに存在してよい。

人は誰でもより長く生きたいという欲求を持っている。資料②の記事に見られる介護問題のように高齢化に伴う一人暮らしの老人の生活実態や貧困などの問題を提起し、生徒に社会における人間存在を当事者意識を持って考えさせられる科目は唯一公民科だけである。環境保護、地域振興、地方活性化、差別など範囲は社会から政治・経済、倫理と全般に及ぶ問題性を含んでいるからこそ生徒に理解させ、考えさせるべき今日的な課題である。

13　最後に〜公民科教育の抱える問題・生活基盤としてのエネルギー問題と社会との関わり〜

かつて高度成長の時代にはエネルギー問題に関して解雇反対など（代表的なのが石炭から石油への国のエネルギー政策の転換になった三井・三池闘争）が主たる運動であった。戦後、原発がエネルギー政策の国策として採用されてからも、当初は補助金による様々の利益誘導の経済的保障を背景に住民の原発反対運動は活発には見られなかったが、今では当該地域住民・市民団体の反原発運動はメディアの日常風景に

資料②

＜目次＞

まえがき……P. 1
第１回　最大多数の幸福を価値基準とする考え方は正しいのか？……P. 2
ケーススタディー１……p. 2
ケーススタディー２……p. 3
第２回　人命に優先順位はつけられるのか？
他人を犠牲にして人はなお幸福を感ずることができるのか？…P. 6
ケーススタディー１……p. 6
ケーススタディー２……p. 8
第３回　安楽死の是非を通して
「命」「正義」「家族」「幸福」「生き方」について考える……P. 10
事例１……p. 10
事例２……P. 11
第４回　ディベートA「６歳未満の幼児からの脳死移植の是非」……P. 14
ディベートB「親の介護は施設に任せるべきである」……P. 16
第５回　エッセイ作成……P. 18

月　日

第１回

最大多数の幸福を価値基準とする考え方は正しいのか?

参考：『ハーバード白熱教室講義録』マイケル・サンデル（早川書房）、
『これからの「正義」の話をしよう』マイケル・サンデル（早川書房）

では最初に冬山登山の仮説の事例を通して、多数の幸福かそれとは異なる基準があるかについて価値判断をしてもらいます。これが正解というものはありません。自分の判断の根拠をよく考え、説得力のある意見を示してください。

ケーススタディー１

１人のために３人が犠牲になるか、それとも?

君たちは高校の山岳部に所属している。ある年の冬、登山をすることになった。標高もそれほど高くないので自分たちだけで引率の先生なしで登山することになった。

君たちは４人でパーティを組んでさっそうと山に入って行った。４人の中には２人の女子生徒もいた。天候も乱れることなく、およそ４時間で山頂にたどり着いた。

山頂での昼食を楽しんだ後、下山を始めた。下山を始めて１時間後、山の天気が急におかしくなり始めた。２時間もすると完全に吹雪となり、ホワイトアウトで周囲は全く見えない。登ってきた道を探しながらゆっくりと下っていたが、どこかで道を間違えたようだ。道も分からなくなったこともあり、１人が斜面を滑落し、骨折してしまった。斜面に横穴を掘ってしばらく吹雪をしのいでいたが、吹雪はますますひどくなり、このままでは全員遭難の可能性もでてきた。

質問１　君たちにこの先どうするか話し合った。このパーティのリーダー役の生徒が「このままでは皆助からない。助かるために骨折した生徒を置いて、元気な３人で下山しよう」と提案した。君はこのパーティの中の１人だ。君はリーダーのこの提案に賛成ですか。反対ですか。

リーダーに（ 賛成 ／ 反対 ）

理由①……

②……

③……

④……

月　日

質問２　君たちはどうするか話し合った。君はパーティの中の骨折した生徒だ。「骨折した生徒は置いていこう」というリーダーの提案に君は賛成ですか、反対ですか。

リーダーに（ 賛成 ／ 反対 ）

理由①……

②……

③……

④……

質問３　君がリーダーなら皆にどんな提案をしますか？あなたの意見を自由に書いてください。

……

……

……

……

……

月　日

次に社会の格差問題をとりあげて、富の再分配について考えてもらいます。

ケーススタディー２
価値基準として最大多数を優先するかそれとも別な基準があるか?

最近国内でも格差問題が言われている。かつての総中流時代はどこかに行ってしまったかのようだ。持てる者とそうでない者の格差が拡がり、年収に大きな開きが出ていることが指摘されている。優秀な大学の合格者の多くは家庭も裕福であるようだ。格差を是正するために、課税を強化して裕福な人から徴収したお金を貧しい人々に再配分して、教育や医療に利用してもらうべきとする主張がある。その考えを支持する人達と反対する人達がいる。それぞれの主張はこうだ。

課税による格差是正賛成派の考え
① 格差の拡大による経済的不平等は正義に反する。完全な平等を目指すべき。
② 教育や病気の治療を受ける機会の平等は、人間として最低限の平等である。
③ 幸福を感じる人が社会の多数を占めることは、社会全体にとって良いことである。

課税強化反対派の考え
① 能力のある人が正当な経済活動によって高い報酬を得ることは不公正ではない。
② この課税は高報酬の人々の正当な労働に対する権利を侵害する。
③ 彼らの高収入は努力して勝ち得た報酬であり、課税はその努力の成果を奪うことになる。

質問１　あなたは課税を強化して高報酬を得ている人達から収入の多額な部分を取り上げるのに賛成ですか。反対ですか。

（ 賛成 ／ 反対 ）

理由 ①
②
③
④

これまでの議論から得たあなたの最終的な結論を書いてください。

4

月　日

最初の選択と結論が変わった人はその理由を書いてください。

意見のまとめ　ここまで２つのケースで多数者の幸福を価値基準とするか、それともそれとは異なる価値基準があるかをめぐっていろいろ考えてもらいました。最後にこれまでの思考と議論から最大多数の幸福を求めるために、ひとり(少数)を犠牲にすることについてどう思うかを自由に書いてください。

5

月　日

第３回　安楽死の是非を通して
「命」「正義」「家族」「幸福」「生き方」について考える

事例１　『安楽死のできる国』三井美奈（新潮新書）より

1994 年 4 月。神奈川県伊勢原市の東海大医学部付属病院で、医師が末期がんの 58 歳男性患者に塩化カリウムを注射して死亡させ、殺人罪に問われた。
事件当時、患者はがんの一種の多発性骨髄腫でこん睡状態にあった。介護していた妻と長男は「もうやるだけのことはやった。苦しむ姿を見ていられない」と言って、医師に点滴やカテーテルを抜き、死なせるように求めた。医師は抵抗したが、断り切れずカテーテルを抜いた。
すると患者はいびきをかくような大きい呼吸をし始めた。動揺した長男は「苦しそうで見ているのが辛い。楽にしてやってください」と厳しく医師に迫った。医師は追い詰められた心境になり、長男の目の前で塩化カリウム 20 ミリリットルを注射し、患者を急性高カリウム血症で心停止をさせて死なせた。その後殺人罪で起訴された。

質問１　あなたが裁判員だったら、この医師の行為は許されると思いますか?

（ 許される ／ 許されない ）

理由

質問２　あなたが長男の立場だったらどうしますか?

質問３　あなたが医師の立場だったらどうしますか?

10

月　日

事例２　H. 26. 11. 4　朝日新聞記事より

米女性、予告通り安楽死
がん、余命半年宣告

自ら死を選んだブリタニー・メイナードさん。家族が提供＝AP

末期がんで余命半年と宣告され、安楽死を予告していた米国人女性のブリタニー・メイナードさん(29)が1日、予告通りに自ら死を選んだ。米オレゴン州の自宅のベッドで家族に囲まれ、医者から処方された薬を飲んで、安らかに息を引き取ったという。

ＡＦＰ通信などによると、メイナードさんはソーシャルメディアに、「今日は不治の病のため、尊厳死を選んだ日」として、「世界は美しい場所。旅は私の最高の先生で、親友や両親は多くを与えてくれた。これを書いている時もその人たちに囲まれている。さよなら世界のみなさんなどと書いた。支援団体が10月6日、メイナードさんが「11月1日に死にます」などと話すインタビューをユーチューブに載せたところ、是非を巡り、米国内などで議論を呼んだ。

米ＣＢＳは「私が担当医だったら、色々な選択肢があることを伝え、出来るだけ延命できる方法を説明する」と語るシカゴ大の医療倫理専門家の話を紹介。医療専門誌の調査の結果として、67％の医療関係者が、医師による自殺幇助に反対していることも伝えた。英国でもＢＢＣなどが宗教団体の反応などを報じた。これに対し、メイナードさんは「私だって死にたくない。魔法の治療があって助かるなら、子どもも欲しい」などと反論していた。

１９９７年に施行されたオレゴン州の尊厳死法は、末期の患者が自分の意志で、医師に処方された致死薬を飲んで、自分の命を絶つ安楽死を認めている。13年のギャラップ社の調査では、米国人の51％は、医者が患者の自死を助けることを容認する、としている。

カリフォルニア州で新婚生活を送っていたメイナードさんは今年1月、脳に悪性腫瘍が見つかった。治療法もなく、激しい頭痛に悩まされ、安楽死を認めているオレゴン州に引っ越した。

（デンバー＝平山亜理）

「安楽死」「尊厳死」日本は区別

日本国内では、回復の見込みがなくなった人の死期を、医師が薬などで早めることを「安楽死」とし、患者の意思を尊重して延命治療をやめる「尊厳死」と分けている。

安楽死を認める法律は国内にはない。安楽死を巡っては、家族の要望を受けた医師が患者に薬物を注射するなどして死亡させた東海大学の事件がある。95年、横浜地裁は①耐え難い肉体的苦痛②死期が迫っている③苦痛を取り除く方法を尽くしほかに手段がない④患者本人の安楽死を望む意思が明らか——を安楽死の要件として示した。

尊厳死については、超党派の議員連盟はいわゆる尊厳死法、「終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律」の法制化を目指している。だが、反対意見も根強く、法案提出には至っていない。

終末期医療に詳しい、会田薫子・東京大特任准教授は「今回のケースは、自身で薬を飲むことができる状態と聞いているので、安楽死というより医師による自殺幇助と言える。引っ越してまで死を選ぶとか、自分で生活をコントロールできるうちに死にたいと願う人が欧米には存在する。だが日本では認められていない」と話している。

（辻外記子）

質問１　あなたがメイナードさんの立場だったらどうしますか?

11

月　日

第4回　ディベートB　「親の介護は施設に任せるべきである」

資料　H.25.1.13　朝日新聞記事より

われぬ国

負担増の先に

行き場なく 雑魚寝の老後

通所介護施設に宿泊

表通りの喧騒とはうって変わって、そこは「つるピン」と名乗る高齢者が集まる店。夜、そこはつるピンヤッターが閉じられていた。東京都田谷区の住宅街。東京都田谷区の住宅街。

を後にした。

「特別養護老人ホームは

ふだんは朝夜の上下

もう入所の申し込みをした。

通所、お泊まりデイ」と

買われる。従来の自宅から通うデイサービスの事業所なら、泊まり続ける老人保健施設に入っていた。デイサービスの利用は10人ほどだが、6、7人が宿泊の常連。

ふとんは朝夜の上下

ができるのは最大6畳

で、軽度の人は1

晩の8畳ほどの部屋にベッドを四つ入れて雑魚寝のように寝る。ベッドの間には衣類など生活用品を入れた紙袋が積まれ、ポータブルトイレに仕切りがある。夜間の職員は1人。

ヤッターが閉じられている。東京都田谷区の住宅街。

た。

を後にした。

「特別養護老人ホームは

もう入所の申し込みをした。

通所、お泊まりデイ」と

買われる。従来の自宅から通うデイサービスの事業所なら、泊まり続ける老人保健施設に入っていた。デイサービスの利用は10人ほどだが、6、7人が宿泊の常連。

ふとんは朝夜の上下

入所待ち、有料老人ホームも見たが、とても歩いて

親族たちの姿をつづ

ディサービスで通っていたキヨコさん（86）はいつしか長期滞在になった。自らトイレに行けず、食事も職員の介助で食べるが、硬いものは食べられない。部屋は臭いがこもって鼻をつく。

「帰りたい」と訴える

は二重の苦痛だ。

シズエさん（83）は生活保護の受給者。

時以外はほとんど寝ている。

物忘れがひどくて、5泊1回に安そうに聞く。

「自分はどうなの」

有料老人ホームは介護

施設の費用の9割が賄われるため、国が部屋の広さやトイレなどの設備の基準

を設けている。だが、お泊まりデイは保険の枠外のため国の基準もなく、老人が

ディサービス事業所。「お泊まりデイ」の老人を介護する職員の姿が見えた＝9日午後、東京都田谷区、仙波理撮影

裏の負担も重い。現実は社会保障制度のはざまにいる人が多数現れ、「ディサービス大手「ニチイ学館」（本社・東京）の藤田英明会長は言い切る。お泊まりデイを initially、創業7年ほどで加盟店を全国745事業所にまで広げた、世田谷区の事業所もその一つだ。

「ニーズは潜在的にはある。宿泊の受け入れ人数や自費を抑える自主ルールを作り、健全化に取り組んでいきたい」。それでも一部には適正化のリバイアル、団塊世代がリタイアし、部を中心に需要は増えるとの後には大きく減少するとの老人ホーム業界の予測もある。

（編集委員・松田明朗）

（後段の利用者は仮名）

2面に続く

4月から消費税率が8％に上がり、「負担増の時代」が幕を開ける。だが、負担は額勘定だけで測れるのだろうか。社会保障の現場から報告します。

16

月　日

準備：資料に目を通して下の3点を記入しましょう。

○親の介護を施設に任せることに（ 賛成 ／ 反対 ）

理由

○親の介護を施設に任せることのメリット

○親の介護を施設に任せることのデメリット

ディベート：肯定派、否定派に分かれてディベートをしてみましょう。

立論（ 肯定 ／ 否定 ）

①

②

③

＜参考＞「東亜祭クラス対抗ディベート」の形式

3対3［立論→フリー・ディスカッション→作戦タイム→まとめ］

※ここで言う「フリー・ディスカッション」とはディベート展開の中で特に「質疑」「反駁」などの枠を決めずに自由に意見を交換するという意味。

17

もなっている。他方、かつて安保反対など政治闘争でも活発だった労働組合運動においては電力関連労働者の雇用に直結するため反原発運動はそれほど盛んではない。環境問題の提起するテーマはこれまでの労働運動や政治運動の領域を越えており、放射能汚染の人体への影響はもとより、環境全体にとっての恐怖か温暖化のもたらす経済、環境、生態系の破壊かという選択を迫っている。エネルギー問題という領域に限って見ると、反原発は温暖化を促進するが、化石燃料使用を抑制し、温暖化に歯止めをかけるには原発も必要になるというジレンマに陥っている。環境保護運動の戦略もエネルギー問題との関連で複雑な様相を呈している。

1990 年代から地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量の規制が国際的に環境問題の大きなテーマとなってきた。当初は中国をはじめとする発展途上国は二酸化炭素排出の国際的な規制に反対していたが、特に中国は、現在自国の大気汚染の悪化と今後の経済への影響もあり、国際的規制を承認、現在では保護主義的思考から排出規制の国際的取り組みから脱落したアメリカに代わって規制を推進する姿勢に変わった。ちなみにアメリカはこの脱落によって環境問題でのマーケットを失うとも言われている。日本でも温暖化の原因である化石燃料の使用量を削減し、原子力をその代替エネルギーの主力と考え原発を増設してきた。しかし、3・11 東日本大震災に伴う福島原子力発電所の事故以降、エネルギー庁によれば 2015 年時点で原子力発電の割合はそれまでの 28.6%からほぼ 0%へと大幅に減少し、代わって火力発電（石油・液化天然ガス・石炭）の割合が 88%まで上昇し、二酸化炭素排出削減の達成は躓いた。原発施設が存在する地域では原発問題は明確に地域の放射能汚染のために生活域としての地域放棄と地域住民の生活と生命の根本的な安全の崩壊に直結する問題に転化した。そこにとどまらず、原発事故に伴う住民移転は移転先での子供達のいじめ問題を併発するという教育問題にまで波及する事態となったのは最近のことである。

事故以前には都会暮らしで原子力発電の恩恵

を日々受けながら（原発地域は補助金を貰っているとはいえ、原発事故の不安と常に隣り合わせにあった）事故後は事故補償を受けていることを非難する態度に変わる意識はどこから生まれるのだろう。原発の人体に及ぼす影響を考えると、不安から生まれる原発反対の感情は当然のこととは言え、戦後民主主義・高度経済成長の負の面を挙げるとすればここに見られる反応がそれである。国の補償を理由とした子供の世界でのいじめにとどまらず、汚染されたゴミの処分についても都市部の地域住民ゴミ処分反対運動という形で地域住民エゴが顕在化した。都市部の首長が放射能ゴミ処分の受け入れを認めても、当該地域住民は汚染されたゴミによる地域住民の健康への不安から、それまで原発電力の恩恵を受けていた快適さを忘れ、反対運動が生まれる。ゴミ処分が自分の地域で問題になって放射能汚染を当事者として考える段になると安全への不安から国民的共同意識は消えて、反射的に自分への影響を回避したいという姿を前面に押し出す意識を醸成したのは戦後民主主義だったのだろうか。エネルギー問題が同じ国民の間にこれほどの差別意識を顕在化させるとは誰が予想しただろうか。もちろん、放射能に対する不安や疑問を抑制すべきというのではない。むしろ、エネルギー資源に不足する国だからこそ不安や疑問を大いに論ずるべきである。しかし、議論するためには事実の認知と正しい情報の共有を前提とする。それを可能にするのは教育領域であろう。公民科という科目は青年層に予断を捨てて、認識を共有し、問題を考察する機会と空間を提供できる。

エネルギーの安定的・持続的な供給は社会と生活の安定には不可欠である。司法による原発稼働差し止めもなされたが、人間社会はより効率化を求めてIT化、ロボット化、人口知能開発を進め、持続的な経済成長のために電気の安定的な供給の可能な社会インフラの整備を目指している。単純に成長にとっての不可欠の資源として原子力を主エネルギーとする考え方は正しいとは思わないが、これまでのようにエネルギー源として化石燃料と原子力に依存した自分たちの日常生活の快適さを享受しながらの単純な原発批判や電力会社批判、政府批判もできない。原子力であろうが、化石燃料であろうが、双方を単純に比較できない。温暖化にせよ、放射能にせよ、どちらも人間と環境にとってはダメージを与えているのは間違いない。風力、海流、地熱、太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用も実行されてはいるが、社会全体のエネルギーを賄えるほどではない。誰もエネルギー問題に即効的な解決策を未だに見出せない今、「よりよい社会の形成」を目指して将来の理性的で現実的な対応を促す姿勢を授業の中で育てることが公民科教育に求められよう。

世界的に情報社会化・市場経済化が進んだ1990年代以降は人、国家、資本のつながりは一国レベルで語れなくなった。1990年代は「歴史の終わり」（フランシス・フクヤマ）ではなく、歴史の始まりなのかもしれない。しかも社会主義の終焉・自由主義の勝利という意味での「歴史の終わり」ではなく、自由主義も自らが民主主義的政治制度によって自己を否定する結果を招く「歴史の終わり」という意味で捉えられる。公民科教育でも1990年代を画期に日本人の生き方をグローバルな視点で考える必要性が出てきた時代として、更に民主主義は自由が許容し難い不平等を生み出すと従来の政治的な価値観を否定し、目前の利益に走る傾向があることを示している。理性的に思考し、寛容に他者の意見に耳を傾け、分かりやすく主張できる主権者を育てることが大事である。